

横浜市乳児等通園支援事業実施要綱

制 定 令和7年4月1日 こ保運第118号(局長決裁)

(目的)

第1条 本要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けた同法第22条に規定する幼稚園をいう。

(2) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(3) 認可保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定による届け出を行った施設、又は同条第4項の規定による認可を受けた施設であって、同法第39条に規定する保育所をいう。

(4) 地域型保育事業

法第34条の15第2項の規定による認可を受けた、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うものをいう。

(5) 地域子育て支援拠点事業

法第6条の3第6項の規定に基づき、地域子育て支援拠点事業を行うものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地域子育て支援拠点事業のうち、適切に事業を実施できるとこども青少年局長が認めた事業者（以下「実施事業者」という。）とする。

2 実施事業者の選定方法については、こども青少年局長が別に定める。

(事業認可)

第4条 実施事業者は、横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（令和7年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、本市の認可を受けて事業を実施する。

(対象児童)

第5条 事業において、対象とする児童（以下「児童」という。）は、次の各号に定める要件すべてに該当する児童とする。

(1) 横浜市内に居住していること。

(2) 幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業及び企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満であること。

(実施方法)

第6条 前条で規定する児童について、定期利用を原則とし一人当たり月10時間を上限に実施する。また、実施方法については、条例第20条に定める一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

- 2 実施事業者は、開所日数、時間、受入人数については、ニーズや受入態勢を考慮し、適切に設定する。
- 3 実施事業者は、利用予定者をこども青少年局長に報告し、こども青少年局長は前条に規定する児童であることを確認する。
- 4 実施事業者は、初回利用の前に保護者と面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、児童の特徴や保護者の意向等を把握する。
- 5 親子通園を利用の初期に取り入れることは可能とする。ただし、児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意すること。
- 6 実施事業者は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁。以下「手引」という。）を踏まえ、児童の育ちに関する計画や記録を作成する。
- 7 実施事業者は、次の各号に定める配慮が必要な児童やその保護者が事業を円滑に利用できるように配慮を行うこと。
 - (1) ひとり親家庭
 - (2) 生活保護世帯
 - (3) 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
 - (4) 児童が障害を有する場合
 - (5) 児童が医療的ケアを必要とする場合
 - (6) その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合
- 8 実施事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともにこども青少年局長に報告をしなければならない。
- 9 実施事業者は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、区福祉保健センター長に報告するとともに、関係機関との連携を図ること。
- 10 実施事業者は、児童を養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

（設置基準）

第7条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備基準は、乳児等通園支援事業認可要綱（以下「認可要綱」という。）第4条第1項に定める基準を遵守すること。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備基準は、条例のほか、認可要綱第4条第2項に定める基準を遵守すること。

（職員の配置）

第8条 一般型乳児等通園支援事業所の職員配置は、認可要綱第5条第1項及び第6条に定める基準を遵守すること。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業所の職員配置は、認可要綱第5条第2項及び第6条に定める基準を遵守すること。

3 障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

4 医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師や喀痰吸引等研修（社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」

をいう。)の課程を修了した認定特定行為業務従事者等の医療的ケアに従事する職員を配置すること。

(乳児等通園支援の内容)

第9条 乳児等通園支援(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。)は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、事業の特性に留意して、事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(研修)

第10条 実施事業者は、市が開催する説明会や情報提供等を通じて、事業の意義、目的及び仕組みを理解したうえで事業を実施する。

(留意事項)

第11条 条例第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

- 2 事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知)」に従い、速やかにこども青少年局長に報告すること。
- 3 利用当日に、通園がない場合には、児童の状況の確認をすること。特に、要支援家庭等の児童の利用がない場合には、区福祉保健センター長に報告するとともに、関係機関と連携するなど適切に対応すること。
- 4 要支援家庭等の児童の不適切な養育の疑いを確認した場合には、区福祉保健センター長に報告するとともに、関係機関と連携し相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- 5 食事等の提供の有無については、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- 6 事業の実施に当たっては、手引、及び「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」(令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会)を参考にして実施すること。

(保護者負担)

第12条 実施事業者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料及び必要に応じて実費負担(給食・おやつ代等)を求めることができる。利用料は児童1人当たり1時間300円とする。

- 2 当日のキャンセルについては、利用料と同額のキャンセル料を求めることができる。

(利用料減免)

第13条 実施事業者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第1項に規定する利用料について、減免しなければならない。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

- (1) 保護者が本事業による支援を受けた日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する児童であること。
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、直近の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市長村民税が課されない世帯に属する児童であること。
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、直近の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯に属する児童であること。

(4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童、その他福祉保健センター長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、その児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる児童であること。

2 前項に規定する減免額は、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に定める対象者 児童1人当たり1時間300円

(2) 前項第2号に定める対象者 児童1人当たり1時間240円

(3) 前項第3号に定める対象者 児童1人当たり1時間210円

(4) 前項第4号に定める対象者 児童1人当たり1時間150円

(個人情報保護)

第14条 実施事業者は、事業の実施に際して得られた個人情報等について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業実施後も同様とする。

2 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らさないこと。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(関係書類の保存)

第15条 実施事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 本要綱に規定するもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日から適用する。